

北上市ろうあ者等相談員設置規則等の一部を改正する規則

（北上市ろうあ者等相談員設置規則の一部改正）

第1条 北上市ろうあ者等相談員設置規則（平成4年北上市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（任命） 第2条 〔略〕 2 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する <u>会計年度職員</u> とする。 3 〔略〕	（任命） 第2条 〔略〕 2 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する <u>会計年度任用職員</u> とする。 3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（北上市ファミリーサポートセンター規則の一部改正）

第2条 北上市ファミリーサポートセンター規則（平成15年北上市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（アドバイザー） 第6条 〔略〕 2 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する <u>会計年度職員</u> とする。 3 〔略〕	（アドバイザー） 第6条 〔略〕 2 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する <u>会計年度任用職員</u> とする。 3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（北上市障害者等相談員設置規則の一部改正）

第3条 北上市障害者等相談員設置規則（平成18年北上市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(任命) 第2条 [略] 2 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する<u>会計年度職員</u>とする。 3 [略]	(任命) 第2条 [略] 2 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する<u>会計年度任用職員</u>とする。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。